

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公開番号】特開2020-81393(P2020-81393A)

【公開日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2020-022

【出願番号】特願2018-220701(P2018-220701)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 6 1

A 6 3 F 5/04 6 1 1 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のリールと、
開閉可能な前扉と、
複数のストップスイッチと、
遊技の進行を制御する主遊技部と、
画像表示部と、
演出を制御する副遊技部と
を備え、
主遊技部は、第1のコマンドを副遊技部側に送信可能であり、
主遊技部は、第2のコマンドを副遊技部側に送信可能であり、
副遊技部は、前記第1のコマンドを受信したときにリールの回転時間に関する計測を開始可能とし、
前記第1のコマンドを受信してから所定時間が経過したときは、画像表示部にストップスイッチの停止操作を促す停止示唆画像が表示される場合を有しており、
前扉が閉鎖されており、前記第1のコマンドを受信してから前記第2のコマンドを受信していない状況であって前記第1のコマンドを受信してから前記所定時間が経過する前に前扉が開放され、前扉が開放された後であって前記第1のコマンドを受信してから前記所定時間が経過する前に前扉が閉鎖され、前扉が閉鎖された後であって前記第2のコマンドを受信していないまま前記第1のコマンドを受信してから前記所定時間が経過したときは、画像表示部に前記停止示唆画像が表示可能となるよう構成されている
ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本態様に係る遊技機は、

複数のリールと、
開閉可能な前扉と、
複数のトップスイッチと、
遊技の進行を制御する主遊技部と、
画像表示部と、
演出を制御する副遊技部と
を備え、

主遊技部は、第1のコマンドを副遊技部側に送信可能であり、
主遊技部は、第2のコマンドを副遊技部側に送信可能であり、
副遊技部は、前記第1のコマンドを受信したときにリールの回転時間に関する計測を開始可能とし、

前記第1のコマンドを受信してから所定時間が経過したときは、画像表示部にトップスイッチの停止操作を促す停止示唆画像が表示される場合を有しており、

前扉が閉鎖されており、前記第1のコマンドを受信してから前記第2のコマンドを受信していない状況であって前記第1のコマンドを受信してから前記所定時間が経過する前に前扉が開放され、前扉が開放された後であって前記第1のコマンドを受信してから前記所定時間が経過する前に前扉が閉鎖され、前扉が閉鎖された後であって前記第2のコマンドを受信していないまま前記第1のコマンドを受信してから前記所定時間が経過したときは、画像表示部に前記停止示唆画像が表示可能となるよう構成されていることを特徴とする遊技機である。